

R7年度 学校いじめ防止基本方針

須賀川市立第一中学校

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのものであることを鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策に関する基本的な方針について定め、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに 対処する責務を有する。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止のための職員のあり方

- (1) 生徒とのコミュニケーションを密にし、生徒の些細な変化を見逃さない。
- (2) 生徒の変化を学年会・生徒指導委員会等で協議する。
- (3) 生活改善アンケートに気になる記載があった場合は迅速に個別相談を行う。
- (4) 「いじめ」は重大な人権侵害であることをあらゆる機会を通して教える。
- (5) 「いじめ」となる事例を具体的に生徒に教える。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ①生徒指導委員会：学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行う。
- ②いじめ・不登校対策委員会：いじめの早期対応・対処等
- ③職員会議：全職員による情報・対応策を共有。
- ④緊急対策委員会：必要に応じて、外部専門家を活用(スクールカウンセラー等)。

(2) 学校におけるいじめ情報の共有

- ①いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを教職員で抱え込まずに、すべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中心として組織で対応。
(生徒指導委員会、企画委員会、学年会、生徒指導全体会等で情報共有)

- (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置
- ①いじめの防止(道徳教育の充実)。
 - ②早期発見(アンケート実施、教育相談、保護者との連携、日常観察等)。
 - ③いじめに関する措置(状況把握・共有、対応検討・実施)。

III 重大事態への対処

1 重大事態の発見と調査

- (1) 生活に関するアンケート(いじめ調査)を月1回実施し、生徒からの情報収集を行う。
- (2) 保護者との連携により情報収集を行う。
- (3) 重大事態が発生した場合は、速やかにいじめ・不登校対策委員会による対応検討を行い、素早い対応を行う。

重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)などは、迅速に調査に着手する。
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
(重大事態があつたものとして報告・調査等にあたる。)

- (4) 調査主体：重大事態発生の場合、学校が速やかに調査を行う。
- (5) 調査を行う組織：いじめ・不登校対策委員会を母体とし、事態の性質に応じ適切な専門家を加えるなどして組織する。
- (6) 事実関係を明確にするための調査の実施

2 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を有する。
 - ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
 - ・質問紙調査の実施により得られた案件については、いじめられた生徒または保護者に提供する場合があることを念頭に置いて調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要。
- (2) 調査結果の報告。
 - ・希望に応じて、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。